

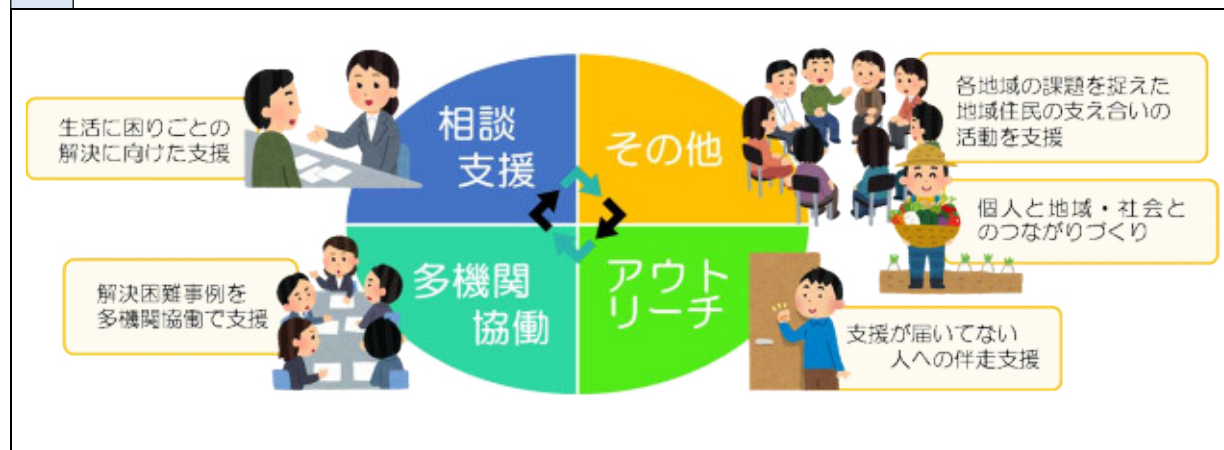
〈拡充〉コミュニティソーシャルワーカー事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	123,564	46,350	0	0	77,214

目的	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、多機関協働による包括的支援により地域の様々な福祉課題の解決につなげる体制づくりや地区社会福祉協議会を中心とした地域への働きかけと活動支援を実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や各種福祉施策の制度の狭間にある人への支援が地域社会の大きな課題となっている。 ・地域社会の課題に対応するため、地区社協をはじめとする住民の地域福祉活動の支援に力を入れていく必要がある。
事業内容	<p>コミュニティソーシャルワーカーを1人増員（R5：17人⇒R6：18人、西地区を1人体制から、2人体制に拡充）して、以下の事業を進める。</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 相談支援事業 制度の狭間にある課題や複数の福祉課題を抱える要援護者等への対応</p> <p>(2) 多機関協働事業 <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理 ・重層的支援会議の実施 </p> <p>(3) アウトリーチ等を通じた継続支援事業 必要な支援が届いていない人との信頼関係構築等に向けた伴走型支援</p> <p>(4) その他事業 参加支援事業、地域支援事業、仕組みづくり事業など</p> <p>2 配置の考え 地域担当者を約2中学校区ごとに1人配置（計15人）し、地域リーダーを約2地区センターごとに1人配置（計3人）。R6の18人体制をもって、最終目標を達成</p>



重層的支援体制整備事業

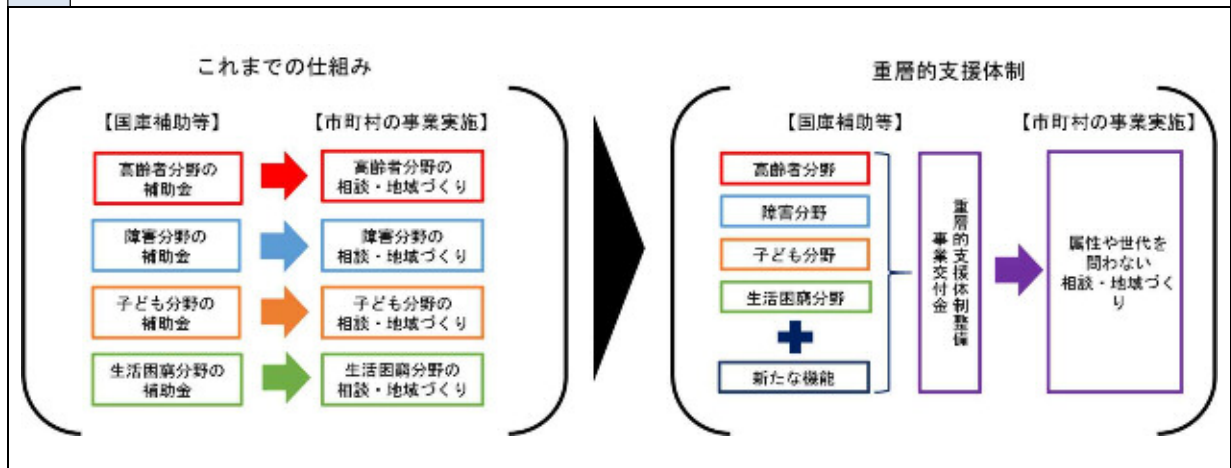
健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 衛生費	健康・福祉	1,921,305	982,891	0	267,297	671,117

※財源(その他) 介護保険事業特別会計繰入金ほか

目的	重層的支援体制整備事業の実施により、様々な分野の部局や相談支援機関同士の連携を充実させ、課題解決力の強化や地域力の強化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」を創設した。 ・地域福祉を取り巻く状況の変化が進んでおり、制度、分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間に対応していく必要がある。
事業内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 属性を問わない相談支援体制の強化 1,331,287千円 介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する相談支援体制を強化 ・主な事業：地域包括支援センター、障がい者相談支援センターの設置など</p> <p>(2) 参加支援体制の強化 ※事業費は(1)に含む 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域・社会とのつながりを作るために支援 ・主な事業：コミュニティソーシャルワーカーの配置</p> <p>(3) 地域づくりに向けた支援体制の強化 590,018千円 介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野で行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施 ・主な事業：子育て支援ひろばの設置、ささえあいポイント事業の実施など</p> <p>2 重層的支援体制整備事業における予算・会計上の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の補助金等が従前の補助率を維持し、交付金として一括交付 ・介護保険特別会計の事業は一般会計に組み替え、介護保険料負担分は特会から繰出



〈新規〉 重度障害者等就労・大学修学支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2864

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	22,371	16,777	0	0	5,594

目的	障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、就労、修学機会の拡大を図る。																																				
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護」等は、重度障害者を対象に居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護等について支援するものであり、就労、修学に伴う支援は対象外となっている。 ・ICTの発達、働き方の多様化など就労、修学環境が変化している。 																																				
事業内容	<p>1 重度障害者等就労支援特別事業 19,647千円 通勤や職場等における重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施</p> <p>(1) 対象者 重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けており、週10時間以上就労している者 (R6見込数:4人程度)</p> <p>(2) 利用単価 (国の重度訪問介護の単価を使用) 単価例 利用時間8時間あたり1,497点 (1点=10.18円・加算あり)</p> <p>(3) 利用者負担額 原則1割 (所得により負担上限月額の設定あり)</p> <p>2 重度訪問介護利用者大学修学支援事業 2,724千円 重度訪問介護の指定を受けた事業者による大学への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供</p> <p>(1) 対象者 重度訪問介護の支給決定を受けている大学等の修学者 (R6見込者数:1人程度)</p> <p>(2) 利用単価 年間500時間を超える利用:30分あたり1,135円、年間500時間以内の利用:30分あたり1,960円 (国補助単価を基に設定)</p> <p>(3) 利用者負担額 原則1割 (所得により負担上限月額の設定あり)</p>																																				
<p><事業スキーム> ※利用前に各福祉事業所社会福祉課へ事前に相談</p> <p>1 就労支援</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>市</td> <td>本人</td> <td>企業</td> <td>高齢・障害・求職者支援機構</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">支援計画作成</td> <td>受領</td> </tr> <tr> <td>利用申請受理</td> <td>利用申請</td> <td>受領</td> <td>確認</td> </tr> <tr> <td>支給決定</td> <td colspan="2">契約締結・支援開始</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 修学支援</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>市</td> <td>事業者</td> <td>本人</td> <td>大学等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>制度利用確認</td> <td>受領</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支援計画作成</td> <td>支援計画依頼</td> <td>確認・承諾</td> </tr> <tr> <td>利用申請受理</td> <td></td> <td>利用申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給決定</td> <td colspan="2">契約締結・支援開始</td> <td></td> </tr> </table>		市	本人	企業	高齢・障害・求職者支援機構		支援計画作成		受領	利用申請受理	利用申請	受領	確認	支給決定	契約締結・支援開始			市	事業者	本人	大学等			制度利用確認	受領		支援計画作成	支援計画依頼	確認・承諾	利用申請受理		利用申請		支給決定	契約締結・支援開始		
市	本人	企業	高齢・障害・求職者支援機構																																		
	支援計画作成		受領																																		
利用申請受理	利用申請	受領	確認																																		
支給決定	契約締結・支援開始																																				
市	事業者	本人	大学等																																		
		制度利用確認	受領																																		
	支援計画作成	支援計画依頼	確認・承諾																																		
利用申請受理		利用申請																																			
支給決定	契約締結・支援開始																																				

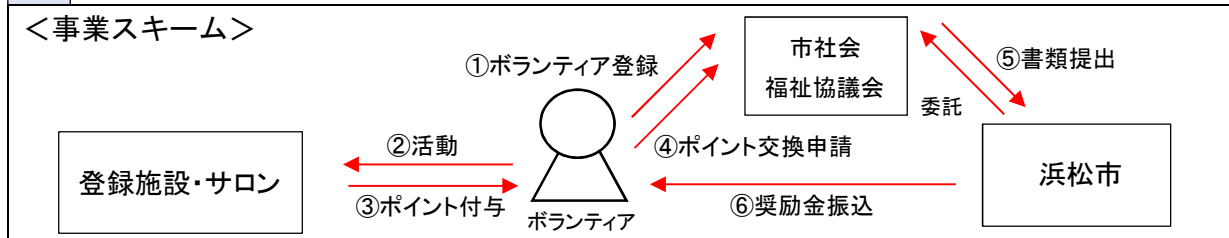
〈拡充〉 ささえあいポイント事業	健康福祉部高齢者福祉課 電話:457-2789
------------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	32,736	10,749	0	14,908	7,079

※財源（その他）介護保険事業特別会計繰入金

目的	高齢者の社会参加を奨励・支援し、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を継続できるよう、支え合い活動の活性化を図る。												
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、自分自身の健康度を高める活動に対しポイントを付与することで支え合い及び介護予防意識の向上を図っている。 換金可能なポイント上限数を超過して活動する人が2割弱を占めており、拡大を求める声があがっている。 												
事業内容	<p>介護予防ポイントを見直し、換金可能なポイント上限数を引き上げる。</p> <p>1 制度概要 介護施設や地域で行ったボランティア活動に対して付与されたポイントを奨励金や寄付に交換できる制度</p> <p>(1) 施設ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動場所：市内の介護サービス事業所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等 活動内容：レクリエーションの補助や芸能披露、話し相手など <p>(2) 地域ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動場所：市内全域 活動内容：高齢者サロン運営、高齢者への配食 <p>2 換金可能なポイント上限数の引き上げ 従来の施設ポイント・地域ポイントの上限について、それぞれ50ポイントを上乗せして換金可能なポイントとし、地域のボランティア活動の活性化を促進</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度～</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ボランティア</td> <td>上限150ポイント</td> <td>上限100ポイント</td> </tr> <tr> <td>施設ボランティア</td> <td>上限100ポイント</td> <td>上限50ポイント</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>250ポイント</td> <td>150ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 介護予防ポイントの見直し 介護予防ポイントのうち、自身の健康管理にのみ付与される健診ポイントについて、健診受診率の上昇が見られないため、廃止</p>	区分	令和6年度～	令和5年度	地域ボランティア	上限150ポイント	上限100ポイント	施設ボランティア	上限100ポイント	上限50ポイント	合計	250ポイント	150ポイント
区分	令和6年度～	令和5年度											
地域ボランティア	上限150ポイント	上限100ポイント											
施設ボランティア	上限100ポイント	上限50ポイント											
合計	250ポイント	150ポイント											



〈新規〉住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援
給付金支給事業

健康福祉部福祉総務課

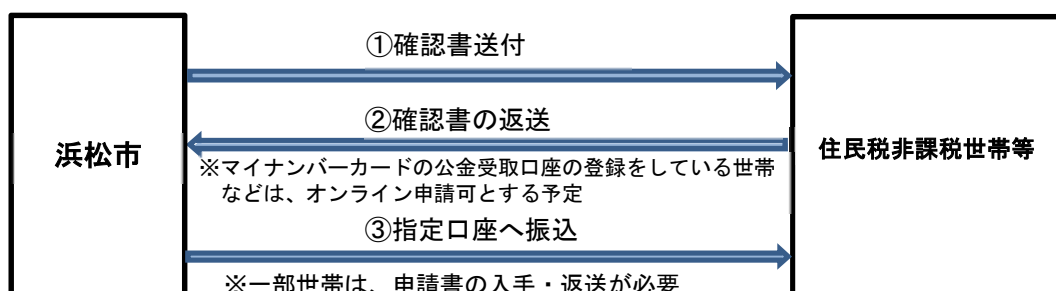
電話：457-2321

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,508,000	1,466,000	0	0	42,000

目的	令和6年度において新たに住民税非課税等となる世帯及びその子育て世帯に対して、給付金を支給し、物価高騰の現下における生活の支援を行う。
背景	国は、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」の実施について成案を得て、これらの給付に対応する予備費の使用を決定した(令和5年12月22日閣議決定)。
事業内容	<p>1 新たに住民税非課税となる世帯への給付</p> <p>(1) 支給対象世帯 新たに世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税となった世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>(2) 対象見込世帯数 11,000 世帯</p> <p>(3) 給付額 1 世帯当たり 10 万円</p> <p>2 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付</p> <p>(1) 支給対象世帯 新たに世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が課されなくなった世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>(2) 対象見込世帯数 2,200 世帯</p> <p>(3) 給付額 1 世帯当たり 10 万円</p> <p>3 子育て世帯への給付(こども加算)</p> <p>(1) 支給対象世帯 1及び2の支給対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯</p> <p>(2) 対象見込世帯数等 1,200 世帯(対象児童数2,200人)</p> <p>(3) 給付額 18歳以下の児童1人当たり5万円</p> <p>4 給付開始時期 基準日が決定し次第速やかに支給</p>

〈支給イメージ〉



(仮称) 浜松市こども計画策定事業	こども家庭部次世代育成課 電話: 457-2795
--------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

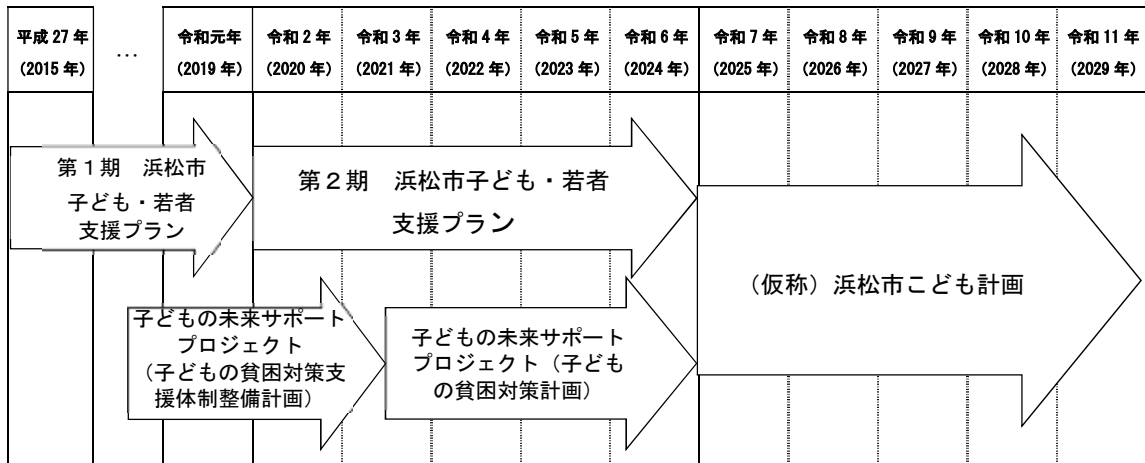
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	6,065	0	0	0	6,065

※子ども・若者支援プラン推進事業の一部

目的	「第2期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間: 令和2年度~令和6年度)の次期計画である(仮称)浜松市こども計画を策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法第10条で、市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画(市町村こども計画)の策定に努めることとされている。 ・市町村こども計画は、法令により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体的に作成することができることとされている。
事業内容	<p>第2期浜松市子ども・若者支援プランが令和6年度で終期を迎えるため、(仮称)浜松市こども計画を策定する。</p> <p>1 計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 (仮称) 浜松市こども計画 ・計画期間 5年間(令和7年度~令和11年度) ・計画内容 こども基本法に基づく「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策の推進」に関する計画 <p>2 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・~R6.10月 素案作成 ・R6.11月~12月 パブリックコメント実施 ・~R7.1月 パブリックコメントの意見反映検討 ・~R7.3月 市の考え方公表、策定

事業スケジュール

◆次期計画期間・・・令和7年度から令和11年度



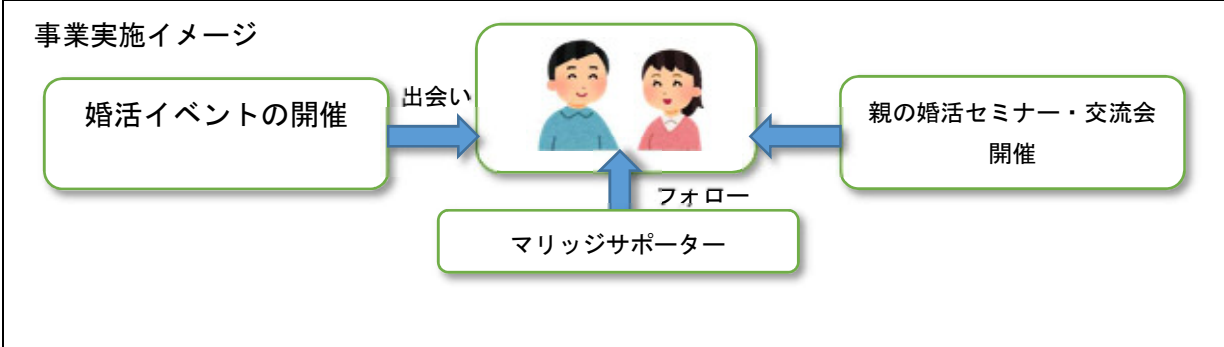
〈新規〉結婚支援事業	こども家庭部次世代育成課 電話:457-2795
-------------------	-----------------------------

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	6,583	4,388	0	0	2,195

※地域少子化対策強化事業の一部

目的	少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の進行を防止する取組として、若者の出会いの機会の創出や、結婚への後押しをするサポーターの育成等を実施し、浜松市の若い世代が結婚や出産の希望を実現できる環境を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚に対する価値観の多様化等による未婚化や晩婚化・晩産化の影響により、少子化が進行している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、結婚につながる出会いや交際の機会が減り、婚姻数が減少した。
事業内容	<p>1 婚活イベントの開催 体験型イベントや若者の興味を引くイベント等を開催し、出会いの場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 浜松市内在住・在勤者の独身男女 ・内容 4種類のイベント(例: ツアー、パーティー、農業体験、企業見学等) 各コース定員 20~30人 プロポーザルにより特色のあるイベントの提案を求める。 ・会場 浜松市内の施設等 ・参加費 飲食代等実費 <p>2 マリッジサポーターによるアフターフォロー <ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベントの実施後、イベント参加者に向けたセミナーを行う。 ・出会いの機会から結婚に至るまでの過程において、マリッジサポーターを配備し、イベント参加者のフォロー及びイベント終了後の相談に応じる。 ・マリッジサポーターのスキル向上のための研修を行う。 (マリッジサポーター: 婚活イベント参加者の成婚を後押しするための伴走型支援を行うアドバイザー) </p> <p>3 親の婚活セミナー・交流会開催 結婚を希望する若者の親を対象とした婚活セミナー・交流会を開催する。</p>



〈拡充〉 出会い・結婚新生活助成事業	こども家庭部次世代育成課 電話: 457-2795
---------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	68,800	44,800	0	0	24,000

※地域少子化対策強化事業の一部

目的	結婚を希望する男女の出会い及び結婚した夫婦新生活開始のための費用を支援し、未婚化及び晩婚化を抑制し、将来の本市の出生数の増加につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・晩婚化・晩産化等により妊娠・出産を希望する世帯が理想とする子供の数を叶えられていない現状にあり、本市の出生数は年々減少している。 ・県と県内市町で運営するふじのくに結婚応援協議会では、令和4年4月から結婚支援拠点「ふじのくに出会いサポートセンター」を開設し、出会いの機会を提供している。
事業内容	<p>結婚を希望する男女の出会い及び結婚した夫婦新生活開始のための費用を支援する。</p> <p>1 結婚新生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯（以下すべてに該当する世帯） <ul style="list-style-type: none"> ①令和6年2月1日から令和7年1月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦 ※対象期間要件緩和（令和5年度：令和5年3月1日～令和6年1月31日） ②夫婦ともに39歳以下、世帯所得500万円未満 ・対象経費 婚姻に伴い、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に支払った経費（住宅の賃借、引越、リフォーム、取得に係る費用） ・補助上限額 夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円 夫婦ともに39歳以下の世帯：30万円 <p>2 （新規）ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者（以下すべてに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ①ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録を希望する浜松市民 ②男女ともに39歳以下 ・対象経費 ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料 （令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に利用登録及び支払いを行った者） ・補助上限額 対象経費の2分の1 1年登録料1万円 補助額5千円 2年登録料1万6千円 補助額8千円

こども家庭部移転・集約に伴う環境整備事業

こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	34,454	0	0	0	34,454

※関連課 こども家庭部幼児教育・保育課 (電話: 457-2827)

※こども若者政策運営経費、保育支援運営経費、保育事業運営経費の一部

目的	本庁舎本館のこども家庭部執務室等をザザシティ浜松中央館 5 階に移転することにより、本庁舎へのこども家庭センター設置のスペースを確保するとともに、子育て支援課との集約による市民サービスの向上、業務効率化を図る。	
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年に子育て支援課がザザシティ浜松中央館 5 階に移転した。 児童福祉法の一部改正に伴い、こども家庭センターを本庁舎本館 2 階 (現こども家庭部執務室) に設置する予定である。 	
事業内容	<p>こども家庭部執務室等として使用するため、ザザシティ浜松への共益費負担金支出や公用車配備などにより体制を整備する。</p> <p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 共益費負担金 31,341 千円 公用車、駐車場代 (4 台分) 1,400 千円 その他 (来客者用 P クーポン) 1,713 千円 <p>2 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 12 月 工事入札 令和 6 年 1 月～3 月 工事準備期間 (資材調達等) 令和 6 年 4 月～7 月 改修工事 令和 6 年 8 月～ 移転・業務開始 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こども家庭部 ※課名は令和 5 年度のものの (移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成課 幼児教育・保育課 保育相談センター (施設内移動) 子育て支援課 </div>

移転イメージ ザザシティ浜松中央館 5 階

移転前



移転後



〈新規〉子ども・若者総合相談センター運営事業	こども家庭部次世代育成課 電話:457-2795
-------------------------------	-----------------------------

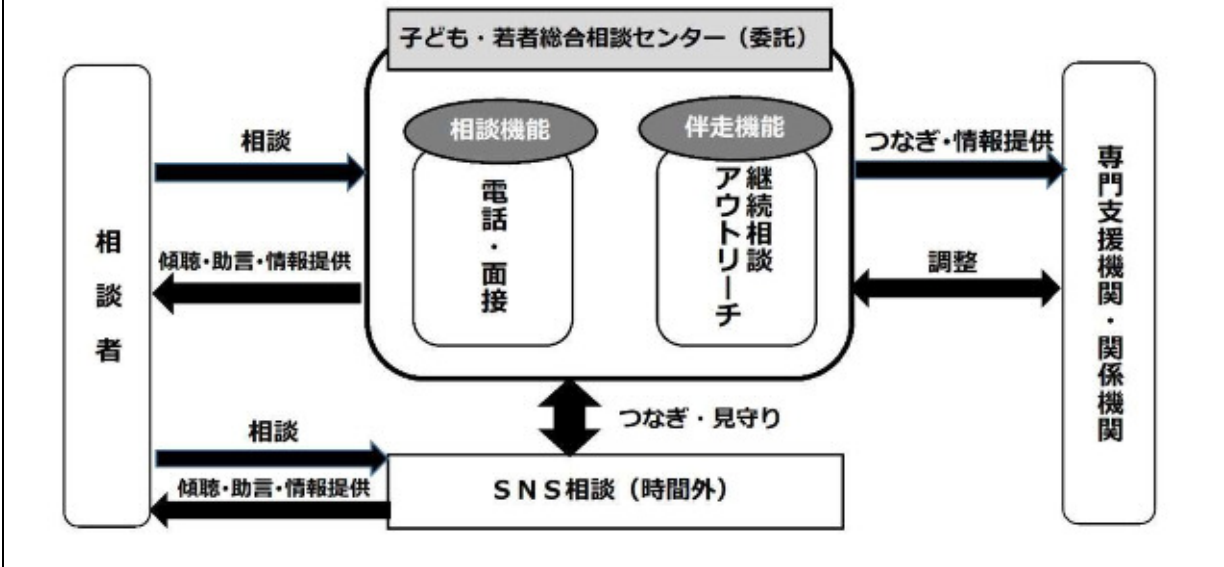
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	51,511	0	0	0	51,511

※債務負担行為 事項：子ども・若者総合相談センター運営業務委託費
 期間：令和7年度まで 限度額：29,140千円

目的	現在の若者相談支援窓口「わかば」を機能強化し、新たに「子ども・若者総合相談センター」を開設することにより、若者が相談しやすい環境を提供するとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援により成長や自立を支え、未来の浜松を担う若者を応援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月に若者相談支援窓口「わかば」を設置し、相談員として社会福祉士1人（会計年度任用職員）を配置している。（令和4年度相談件数延べ335件） 国の「こども大綱」（令和5年12月）では、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する「子ども・若者総合相談センター」による相談体制の充実が示された。
事業内容	<p>子ども・若者総合相談センターを開設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 開設場所 ザザシティ浜松中央館5階 開設時期 令和6年10月（予定） 対象者 浜松市に在住又は通学・通勤する子ども・若者（15歳～39歳）及びその家族等 実施内容 <ol style="list-style-type: none"> 相談受付：面接、電話等により相談を受け付け、助言および関係機関等の紹介を行う。 伴走型支援：助言等では次の一步を踏み出せない若者に対しアウトリーチ等による自立支援を行う。 人員配置：相談員4人

事業概要図



〈新規〉 こども家庭センター運営事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
---------------------------	-----------------------------

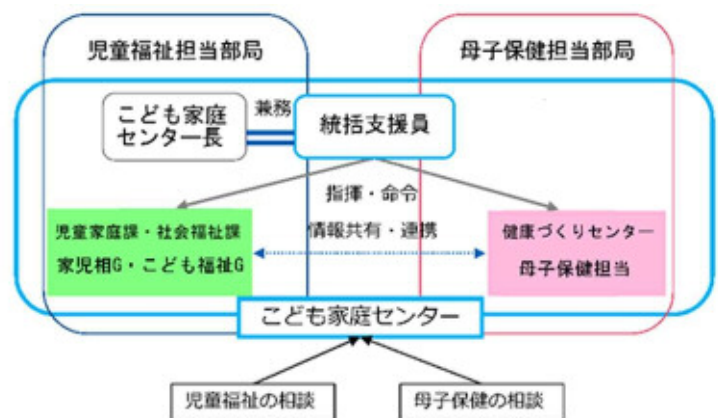
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	39,942	26,084	0	0	13,858

目的	母子保健と児童福祉の一体的な提供を行う「こども家庭センター」を各区役所・行政センターに設置することで、妊産婦や子育て世帯等に対し、ワンストップで包括的な相談支援を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市区町村の体制強化のため「こども家庭センター」の設置が努力義務として規定された。 母子保健を担う健康づくりセンターと児童福祉を担う児童家庭課・社会福祉課を隣接させ、一元的なマネジメント体制の構築が必要である。
事業内容	<p>1 こども家庭センターの設置・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区役所・行政センター等にある既存の子育て世代包括支援センター（健康づくりセンター）と子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）の指揮命令系統を統一し、連携強化を図る。 子育てワンストップ窓口により、妊産婦や子育て世帯等へ一体的に相談支援を行う。 <p>2 設置時期・場所（予定）</p> <p>(1) 設置時期 令和6年4月1日</p> <p>(2) 窓口ワンストップ化予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央区役所 令和6年9月 こども家庭部移転改修後 西行政センター 令和6年10月 庁舎2階改修工事完了後 北行政センター 細江健康センター大規模改修完了後統合予定

窓口一覧、対応スキーム

旧区	場所
中※	市役所本館2階
東	東行政センター2階
西※	西行政センター2階
南	南行政センター2階
北※	・北行政センター3階 ・細江健康センター内
浜北	浜名区役所1階
天竜	・天竜区役所1階 ・天竜保健福祉センター内



※印は今後窓口ワンストップ化予定。2(2)を参照。

〈拡充〉はますくヘルパー利用事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-------------------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	14,070	10,552	0	0	3,518

※子育て世帯訪問支援事業の一部




目的	家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭に育児支援ヘルパーが訪問し、家庭が抱える悩み等を傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するため、平成28年10月から「はますくヘルパー利用事業」を実施している。 ・利用者や事業者等から、対象年齢や利用時間制限について拡充を求める意見が寄せられている。 		
事業内容	<p>対象年齢、利用時間制限の拡大及び公費負担額の引き上げにより、子育て世帯の育児負担の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援対象 妊婦（母子健康手帳の交付を受けている者）又は3歳を迎える前日までの児童を養育する保護者であって、家事又は当該児童及び兄弟児の育児が困難である者 2 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・家事支援（利用者が育児に専念するため家事の手伝いをする） ・育児相談支援（育児相談に応じた支援を実施する） 3 利用料 1,350円/時間～2,700円/時間 事業者により異なる（令和6年1月末現在） 公費負担 課税世帯：1,500円/時間 市民税非課税世帯等：1,800円/時間 4 利用時間 一般世帯75時間、多胎児、未熟児、障がい児養育世帯150時間 		
拡充内容		現状	見直し後（令和6年度～）
	対象年齢	妊婦または1歳未満児を養育する保護者	妊婦または3歳未満児を養育する保護者
	利用時間数	50時間	75時間
	一般世帯	100時間	150時間
	多胎児及び未熟児養育世帯	50時間	
	障がい児養育世帯		
	公費負担額	1,050円	1,500円
	課税世帯	1,350円	1,800円
	非課税及び生活保護世帯		

〈新規〉子育て支援ひろば一時預かり事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
----------------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	32,100	21,400	0	0	10,700

※地域子育て支援拠点事業の一部
 ※債務負担行為 事項: 子育て支援ひろば運営業務委託費 (一時預かり分)
 期間: 令和8年度まで 限度額: 25,680千円

目的	子育て支援ひろばにおいて一時預かり加算を実施することで、身近な地域で安心して子育てができる環境を整えるとともに、リフレッシュやレスパイトにより保護者の心理的・身体的負担の軽減を図る。		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を利用していない家庭においても日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。 ・国は、地域子育て支援拠点における一時預かり事業など、多機能化支援による利用者の利便性の向上を推進している。 		
事業内容	<p>子育て支援ひろばにおいて一時預かり事業を実施する。</p> <p>1 事業概要</p> <p>(1) 会場 市内5か所の子育て支援ひろば (常設ひろば)</p> <p>(2) 実施日 週3~6日 (常設ひろばの開催時間内)</p> <p>(3) 対象 次の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で生後6か月から満3歳到達後最初の3月31日までの乳幼児 ・一時預かりを利用する子育て支援ひろばの利用実績がある乳幼児 ・保育所、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児 <p>(4) 実施方法 子育て支援ひろば受託者への委託 (公募型提案方式) 期間 令和6年10月~令和9年3月</p> <p>(5) 事業費 令和6年度 (令和6年10月~) 1,284千円/箇所×5会場=6,420千円 (6か月間)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 利用時間: 1日最大4時間まで</p> <p>(2) 利用者負担金: 利用料1時間600円</p> <p>(3) 定員: 同時間内に最大3人まで (常設ひろばの面積に応じて会場ごとに設定)</p> <p>(4) スタッフの配置体制: 専任2人 (うち、保育士1人以上)</p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">常設ひろばの状況</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	常設ひろばの状況	
常設ひろばの状況			

〈拡充〉学習支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
-------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	60,626	30,313	0	15,156	15,157

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金

目的	子どもの貧困に対し、児童に対する学習支援や相談支援などを行うことで、困窮する子ども・家庭の生活環境の改善や学習機会の確保につなげ、貧困の世代間連鎖を防止する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施した本市の子どもの生活実態調査の結果、生活困窮群 8.6%のうち約 8 割が身近な場所での学習支援を希望している。 ・国は、令和5年度補正予算において、進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、経済的困難を抱える世帯に対し、大学受験料等の支援事業費を計上している。
事業内容	<p>1 学習支援事業</p> <p>(1) 対象 経済的な理由や家庭環境により学習支援を必要とする概ね小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童のうち希望者</p> <p>(2) 実施方法等 市内28会場で実施（定員：600人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模型（定員15人） 4会場 ・基本型（定員20人） 12会場 ・大規模型（定員25人） 12会場 <p>(3) 加算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算 （拡充）送迎により利用促進を図る（8,000 円/回） ・居場所づくり レクリエーションや催事イベント等の開催（125,000 円/年） ・生活支援 食事や生活用品（文房具や生理用品等）を提供（240,000 円/年） <p>2 （新規）大学受験料及び模擬試験受験料の支援</p> <p>(1) 対象児童（①と②の両方を満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学習支援事業に登録している中学 3 年生及び中学 3 年生当時に登録していた高校 3 年生 ②児童扶養手当受給世帯相当又は住民税非課税世帯に属する者 <p>(2) 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等受験料 上限53,000円×50人 ・模擬試験受験料（高校生） 上限 8,000円×50人 ・模擬試験受験料（中学生） 上限 6,000円×70人

支援スキーム




〈新規〉 習い事等支援事業	こども家庭部子育て支援課 電話: 457-2792
----------------------	------------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	35,824	0	0	14,221	21,603

※関連課 こども家庭部児童相談所 (電話: 457-2703)
 ※ (新規) 生活困窮世帯への習い事等支援事業、児童保護事業の一部
 ※財源 (その他) 子どもの未来応援基金繰入金

目的	経済的理由等で習い事等を受けられない子どもを支援し、社会性や自己肯定感を高めるため、習い事や学習塾等にかかる費用の一部を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施した本市の子どもの生活実態調査において、経済的理由で、習い事に通わせることができないと回答した保護者の割合は、ひとり親世帯や生活困窮世帯で高い。 ・児童養護施設等に入所している子どもについて、本事業とは別に、国は、令和6年度から習い事費用等として1人あたり月5,000円を支給する予定である。
事業内容	<p>1 生活困窮世帯への習い事等支援事業</p> <p>(1) 対象者 市内在住の小学4~6年生のうち①か②のいずれかに当てはまる児童 ①生活保護受給世帯に属する児童 / ②児童扶養手当全部支給世帯に属する児童</p> <p>(2) 運用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 市へ登録した事業者が提供する学習塾やピアノ、スポーツ等の習い事 ・助成限度額 1人あたり 10,000円/月 延べ383人想定 ・事業費内訳 運営費10,566千円、クーポン交付22,980千円、事務経費等358千円 ・利用期間 令和6年10月~令和7年3月 (予定) ・運用方法 電子クーポンによる運用を基本に助成額を支給 <p>2 児童養護施設入所児童等学校外活動支援事業</p> <p>(1) 対象者 児童養護施設等に入所措置又は里親委託措置している児童 (小学校4年生から小学校6年生までの児童)</p> <p>(2) 助成対象 学習塾やピアノ、スポーツ等の習い事</p> <p>(3) 助成限度額 1人あたり 5,000円/月 延べ384人想定</p>
習い事のイメージ	

〈拡充〉子ども医療費助成事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
-----------------------	-----------------------------

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	4,305,920	0	0	0	4,305,920

※関連課 健康福祉部障害保健福祉課 (電話:457-2212)

※ひとり親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成事業、重度障害児医療費助成事業の合計

目的	18歳年齢到達の年度末までの子どもの疾病やケガの早期発見・早期治療による医療費の抑制と保護者の経済的負担を軽減する。													
背景	・本市では、子どもの医療費負担に対する助成を継続して実施している。 ・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害児医療費について、令和6年4月からの乳幼児通院無償化の実施にあたり、受給者証等の送付作業を進めている。 (乳幼児…6歳以下で小学校就学前の3月31日まで)													
事業内容	1 自己負担金の見直し内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">子ども医療費助成事業</th> <th style="width: 45%;">ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 3月まで</td> <td>入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)</td> <td>入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)</td> </tr> <tr> <td>令和6年 4月以降</td> <td>入院…無料 通院…500円/回 (乳幼児に限り通院原則無料)</td> <td>入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (乳幼児に限り通院原則無料)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>休診日・時間外診療は500円/回 (小・中学生、高校生世代は助成対象外)</td> <td>休診日・時間外診療は1医療機関 500円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 制度改正時期 令和6年4月診療分より</p>		区分	子ども医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業	令和6年 3月まで	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)	令和6年 4月以降	入院…無料 通院…500円/回 (乳幼児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (乳幼児に限り通院原則無料)	備考	休診日・時間外診療は500円/回 (小・中学生、高校生世代は助成対象外)	休診日・時間外診療は1医療機関 500円/月
区分	子ども医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成事業 重度障害児医療費助成事業												
令和6年 3月まで	入院…無料 通院…500円/回 (0歳児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (0歳児に限り通院原則無料)												
令和6年 4月以降	入院…無料 通院…500円/回 (乳幼児に限り通院原則無料)	入院…無料 通院…1医療機関500円/月 (乳幼児に限り通院原則無料)												
備考	休診日・時間外診療は500円/回 (小・中学生、高校生世代は助成対象外)	休診日・時間外診療は1医療機関 500円/月												

令和6年4月以降の乳幼児医療費受給者証

乳幼児医療費受給者証

公費負担者番号 83220020

受給者番号 9*****

住所 浜松市中央区元城町103番地の2
市営元城団地B3-401

氏名 浜松 花子

生年月日 令和**年**月**日

有効期限 **年**月**日

令和**年**月**日交付 浜松市長

自己負担金

入院	なし 食事療養費等は助成対象となりません。
通院	なし 時間外は1回500円(500円未満の時はその額)

◆医療機関の窓口はこの証と健康保険証を一緒に提示すると、医療費の助成を受けることができます。
 ◆医療費の一部は自己負担となりますので、この証に記載された額を医療機関の窓口で支払ってください。
 ◆印字数に限りがあり、氏名の正確な表示ができない場合があります。
 ▼その他裏面の注意事項をよくお読みください。▼

〈拡充〉 児童手当支給事業	こども家庭部子育て支援課 電話:457-2792
----------------------	-----------------------------

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	12,953,447	11,266,704	0	0	1,686,743

目的	児童手当法に基づき、児童を養育する者に対して児童手当を支給し、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな育ちに資する。
背景	令和5年12月22日の「こども未来戦略」において、児童手当の所得制限の撤廃、支給期間を高校生世代まで延長、第3子以降の支給額を月額3万円に増額することが閣議決定された。
事業内容	<p>児童を養育する者へ児童手当を支給する。</p> <p>1 対象者 見直し前 中学校修了前年齢の児童を養育している者 見直し後 高校生世代までの児童を養育している者 増加見込児童数 高校生世代 22,157人</p> <p>2 支給額 下記一覧のとおり</p> <p>3 支払期月 見直し前 3回(6月、10月、2月)(各前月までの4か月分) 見直し後 6回(偶数月)(各前月までの2か月分)</p> <p>4 見直し時期 令和6年10月分から</p>

支給対象者別支給額一覧

		見直し前 R6.9月分まで	見直し後 R6.10月分から
3歳未満	第1・2子	15,000円	15,000円
	第3子以降		(拡充) 30,000円
3歳以上 ~小学校修了前	第1・2子	10,000円	10,000円
	第3子以降	15,000円	(拡充) 30,000円
中学生	第1・2子	10,000円	10,000円
	第3子以降		(拡充) 30,000円
高校生世代	第1・2子		(拡充) 10,000円
	第3子以降		(拡充) 30,000円
所得制限額以上所得上限未満		一律5,000円	(拡充) 所得制限撤廃
所得上限以上		支給なし	(拡充) 所得制限撤廃
R6年度支払期月		R6.6月、10月	R6.12月、R7.2月

〈新規〉保育料の多子負担軽減事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2827

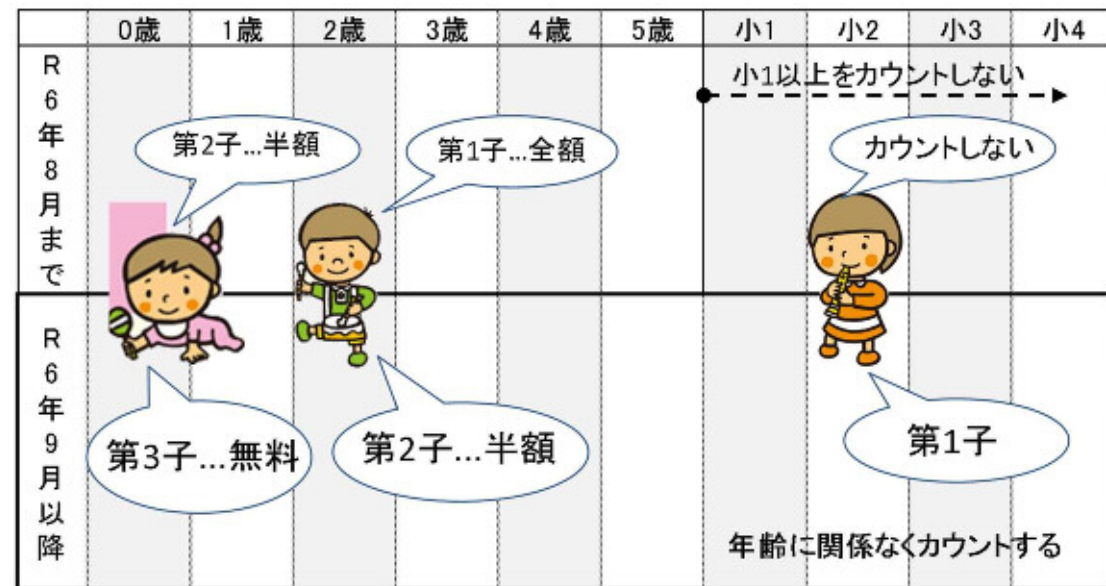
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	152,415	0	0	0	152,415

※特定教育・保育施設運営事業、特定地域型保育事業所運営事業の一部

目的	多子世帯における第2子以降の保育料に関する見直しを行い、子育て世代を支援する。														
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行や家族形態の多様化、物価高騰など、子育て家庭を取り巻く社会環境が変化する中、実情を踏まえた子育て支援を行う必要がある。 ・保育料の多子負担軽減について、無償化やきょうだいのカウント方法の変更など自治体独自での負担軽減の取り組みが行われている。 														
事業内容	<p>認可保育施設の保育料について、年齢制限を撤廃して、全ての世帯を対象に、生計を一にするきょうだいのうち、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:50%; text-align: center;">現行(R6.8まで)</th> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:50%; text-align: center;">見直し後(R6.9から)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">市民税非課税</td> <td>・全児童⇒無償</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">➔</td> <td>・全児童⇒無償</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">市民税所得割額 57,700円未満</td> <td>・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償</td> <td rowspan="2">・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">市民税所得割額 57,700円以上</td> <td>・小学校就学前の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償</td> </tr> </tbody> </table>			現行(R6.8まで)		見直し後(R6.9から)	市民税非課税	・全児童⇒無償	➔	・全児童⇒無償	市民税所得割額 57,700円未満	・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償	・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償	市民税所得割額 57,700円以上	・小学校就学前の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償
	現行(R6.8まで)		見直し後(R6.9から)												
市民税非課税	・全児童⇒無償	➔	・全児童⇒無償												
市民税所得割額 57,700円未満	・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償		・生計を一にする最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償												
市民税所得割額 57,700円以上	・小学校就学前の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウント ・第2子⇒半額 第3子⇒無償														

見直しイメージ



〈新規〉 保育士就職支援事業	こども家庭部幼児教育・保育課 電話: 457-2827
-----------------------	--------------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	1,198	599	0	0	599

※保育士等確保対策費助成事業（補助金）の一部

目的	市外の保育士養成校に通う学生に対して、市内保育施設等の就業体験や実習参加に対する支援を行い、市内の保育施設等への関心を促し、保育士確保を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育需要に対応するため、私立保育所等の定員拡大を推進する中で必要となる保育士数は増加しており、保育士確保が困難な状況となっている。 ・ 安全・安心な保育環境を整えるため、保育士の確保に係る対策が必要である。
事業内容	<p>保育所等の就業体験・実習参加に係る旅費相当を支援する。</p> <p>1 対象者 市外の保育士養成校に在籍する者 対象者想定 50 人</p> <p>2 支援対象経費 対象者が市内の保育施設等（認定こども園・保育所・地域型保育事業・幼稚園）で就業体験や実習参加する場合の旅費相当分の一部を支援する。</p> <p>3 支援額 保育士養成校の所在地及び実習等を実施した市内保育施設等数（最大 5 施設まで）を基礎として定める（800 円～20,000 円）。</p> <p>4 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 1,000 千円（20 千円×50 人） ・ 印刷製本費 133 千円（周知チラシ） ・ 郵便料 65 千円（周知チラシ送付、申請者あて決定通知送付）

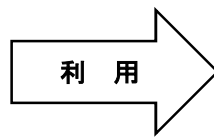
〈新規〉 こども誰でも通園制度試行的事業	こども家庭部幼児教育・保育課 電話:457-2827
-----------------------------	-------------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	21,000	15,750	0	0	5,250

※私立保育所等事業費助成事業（補助金）の一部

目的	こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、本市の保育施設等の実情に即した制度設計を行うことができるよう、課題等の検証のための試行的事業を実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、全てのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備することを目的とした「(仮称) こども誰でも通園制度」の令和8年度からの本格実施を見据えて、検討を進めている。 ・国は、運営上の課題等の検証や制度の理解促進を図ることを目的に試行的事業を実施することとしている。
事業内容	<p>実施施設、対象者を限定して試行的事業を実施し、子育て支援に係る本市の特性や課題の検証を行う。</p> <p>1 実施施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設：認定こども園、保育所、小規模保育事業（25施設程度） ・対象児童：生後6か月～満3歳未満の未就園児 ※ひとり親や妊婦、子どもの成長や育児に不安を抱える家庭など ・預かり時間：月10時間を上限 ・利用料：1時間当たり300円 <p>2 補助額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本分：1人1時間当たり850円 20,000時間分 ・障害児加算：1人1時間当たり400円 10,000時間分 <p>3 本格実施までのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 試行的事業実施 ・令和7年度 試行的事業の実績を踏まえた体制整備 ・令和8年度 本格実施



※月10時間まで

〈新規〉保育士等キャリアアップ研修支援事業

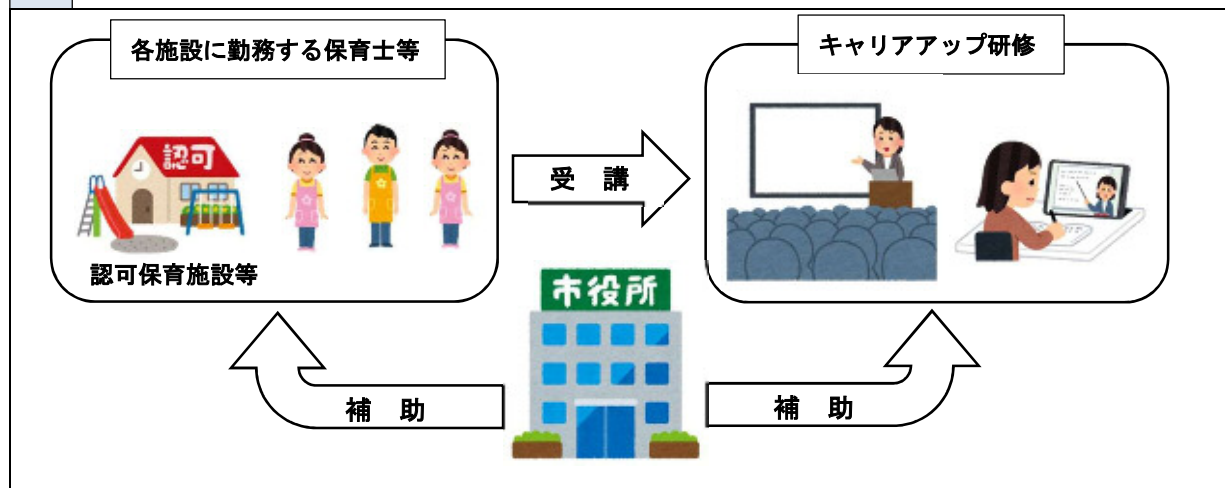
こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2827

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	4,455	2,227	0	0	2,228

※私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(補助金)の一部

目的	市内保育施設等に勤務する保育士等の研修機会を拡充し、保育の質の向上及び処遇改善を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における副主任保育士等は、国が定める研修(キャリアアップ研修)を修了することにより処遇改善の適用を受けることができる。 ・キャリアアップ研修の受講機会が限られており、市内の保育施設からは希望どおり受講できない旨の声が届いている。
事業内容	<p>キャリアアップ研修を実施するための費用及びキャリアアップ研修を受講するための費用を補助する。</p> <p>1 キャリアアップ研修実施支援事業</p> <p>(1) 対象 市内の保育施設等を対象とした研修を実施する団体</p> <p>(2) 対象経費 運営費(人件費、交通費、通信費、印刷費等)、講師料システム料(オンライン配信料)</p> <p>(3) 補助率 1/2</p> <p>(4) 事業費 1,433千円</p> <p>2 キャリアアップ研修受講支援事業</p> <p>(1) 対象 市内の認可保育施設等</p> <p>(2) 上限人数 各施設2人</p> <p>(3) 対象経費 研修受講料(認可保育施設等負担分)</p> <p>(4) 補助率 1/2</p> <p>(5) 事業費 3,022千円</p>



〈新規〉(仮称) 舞阪こども園整備事業	こども家庭部幼児教育・保育課 電話:457-2827
----------------------------	-------------------------------

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	44,407	0	0	0	44,407

※市立保育所施設整備事業の一部

※債務負担行為 事項:(仮称)舞阪こども園新築工事実施設計業務委託費

期間:令和7年度まで 限度額:33,275千円

目的	施設の老朽化が進む市立保育所等3園を統合し、認定こども園1園を移転新設することで、効率的な園運営及び適切な教育・保育環境を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を策定し、規模の適正化や認定こども園化等の方向性を示した。 ・令和5年6月に舞阪地区自治会連合会からいずれも築40年以上が経過している3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書が提出された。
事業内容	<p>1 事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度～令和7年度 地質調査、設計 ・令和8年度～令和10年度 園舎新築工事、移転 ・令和11年度 開園予定 ※令和11年度以降 旧園舎の解体 <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 : 鉄筋コンクリート造 2階建て 1棟 ・事業費 : 令和6年度 11,132千円 (基本設計 8,653千円、地質調査 2,479千円) ・定員 : 今後の人口推移等を検証し、適切な規模で設定予定。 ・建設予定地: 中央区舞阪町舞阪(吹上地区) <p>3 関連施設(令和6年1月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞阪第1保育園(中央区舞阪町弁天島) 昭和57年築 定員80人 利用児童 47人 ・舞阪第2保育園(中央区舞阪町舞阪) 昭和47年築 定員90人 利用児童 55人 ・舞阪幼稚園(中央区舞阪町舞阪) 昭和51年築 定員80人 休園中



〈新規〉 医療的ケア児保育支援事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話:457-2827

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	39,000	26,000	0	0	13,000

※(新規) 医療的ケア児保育事業の一部

目的	医療的ケア児の受け入れ体制を強化するため、私立保育所等において受け入れに必要となる経費を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、支援施策の実施や保育所等に在籍する医療的ケア児に対する適切な支援が地方自治体や設置者の責務となった。 ・医療的ケアを必要とする児童の保護者から入園相談を受けている。
事業内容	<p>私立保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制整備を支援する。</p> <p>1 対象 医療的ケアを必要とする児童を受け入れる私立保育所等</p> <p>2 対象費用 ①医療的ケアを必要とする児童の受入れに際して必要となる看護師配置に要する経費 ②医療的ケアを必要とする児童の受入れに際して必要となる補助者配置に要する経費 ③必要な知識や技能の取得のための研修受講に要する経費</p> <p>3 補助額 上限額①5,280千円/年(440千円/月) ②2,220千円/年(185千円/月) ③300千円/年</p> <p>4 対象児童 経管栄養やたん吸引等の医療的ケアを必要とする児童</p>

〈イメージ図〉

医療的ケア児への支援内容事例



看護師によるたん吸引

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	8,099	0	0	7,000	1,099

※財源（その他）過疎地域持続的発展事業基金繰入金

目的	本市の中山間地域における医療課題の解決を図り、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう中山間地域医療提供体制を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に、経済産業省の「地域新 MaaS 創出推進事業」の先進パイロット地域として春野地域が採択され、移動診療車によるオンライン診療等の実証実験を行った。 令和3年度に開催された中山間地域医療検討会議において、医療関係者から地域支援看護師の早期配置の要望や、住民からオンライン診療の推進等の要望があり、医療と介護に関する住民の声を聴くとともに、各地域に地域支援看護師を配置している。
事業内容	<p>1 地域支援看護師の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置体制 引佐：2人、天竜・龍山：4人、春野：1人、水窪：1人 委託先 引佐郡医師会（引佐地域）、磐周医師会（天竜区） 実施内容 交通困難者等に対するオンライン診療の実施 (R3：29回、R4：60回、R5見込：65回、R6見込：70回) 無医地区を中心とした健康講座の開催 ※佐久間地域では佐久間病院の自主事業として1人を配置。 <p>2 ワーキンググループの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 住民代表や多職種と意見交換を行い、施策形成に生かす。（専門診療科の医師派遣、地域支援看護師の配置など） 対象地域 引佐地域及び春野地域 実施内容 年4回程度会議を開催し、地域の医療課題について協議する。

オンライン診療の様子



ワーキンググループの様子



〈拡充〉 中山間地域医療支援事業	健康福祉部健康医療課 電話:453-6178
-------------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	6,832	0	0	6,000	832

※財源（その他） 過疎地域持続的発展事業基金繰入金

目的	中山間地域（天竜区内及び浜名区引佐町の一部）での安定的な医療人材の供給、巡回診療の導入など医療提供体制の充実を図る。																			
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度11月補正において、中山間地域内で専門診療科の巡回診療を行う医療機関及び中山間地域外医師の協力を得て専門外来を開設する医療機関への支援を予算措置した。 ・ 巡回診療等は決まった曜日に短時間で実施するため、円滑かつ負担の少ない通院支援が必要である。 																			
事業内容	<p>1 巡回診療等支援事業 6,432千円 (1) 巡回診療 3,696千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 20%;">補助対象者</th> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中山間地域外医療機関が専門診療科の巡回診療を行う</td> <td>巡回診療を行う医療機関</td> <td>移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等</td> <td>57千円/回 (定額)</td> </tr> <tr> <td>巡回診療に協力する医療機関</td> <td>診療後フォローアップ料</td> <td>20千円/回 (定額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 専門外来開設 2,736千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 20%;">補助対象者</th> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域医療機関が地域外医師の協力を得て専門外来を開設</td> <td>専門外来を開設する医療機関</td> <td>移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等</td> <td>57千円/回 (定額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (新規) 交通空白地域有償運送通院支援事業 400千円 実証事業としての交通空白地域有償運送事業者に対する患者通院支援の委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先：特定非営利活動法人春野のえがお（想定） ・ 利用者負担：1/2を想定 ・ 運行頻度：概ね週1日の想定 	内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	中山間地域外医療機関が専門診療科の巡回診療を行う	巡回診療を行う医療機関	移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等	57千円/回 (定額)	巡回診療に協力する医療機関	診療後フォローアップ料	20千円/回 (定額)	内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	中山間地域医療機関が地域外医師の協力を得て専門外来を開設	専門外来を開設する医療機関	移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等	57千円/回 (定額)
内容	補助対象者	補助対象経費	補助額																	
中山間地域外医療機関が専門診療科の巡回診療を行う	巡回診療を行う医療機関	移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等	57千円/回 (定額)																	
	巡回診療に協力する医療機関	診療後フォローアップ料	20千円/回 (定額)																	
内容	補助対象者	補助対象経費	補助額																	
中山間地域医療機関が地域外医師の協力を得て専門外来を開設	専門外来を開設する医療機関	移動にかかる医師・看護師等報酬、燃料費等	57千円/回 (定額)																	

＜対象エリア＞
天竜区の一部（熊、上阿多古、竜川、横川の一部、春野町、佐久間町、水窪町、龍山町）及び浜名区の一部（旧伊平村地区、旧鎮玉村地区）



巡回診療の様子


〈新規〉看護師養成所施設整備事業費助成事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	45,516	0	0	0	45,516

※看護師等養成事業費助成事業(補助金)の一部

目的	地域住民の救急医療を確保するため、看護師の養成的強化を図る。												
背景	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県厚生連が開設する看護専門学校は、施設の老朽化が進んでいることから、令和6年度に新築移転を予定している。 静岡県では、看護職員養成所施設・設備整備事業費補助金を創設し、学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費等に対し補助している。 												
事業内容	<p>1 看護師養成所施設整備事業費助成事業</p> <p>(1) 補助対象経費 養成所の新築、増改築に要する工事費</p> <p>(2) 基準額 下表の基準面積×基準単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準面積</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td>学生定員×20㎡</td> <td>鉄筋コンクリート・木造</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>新築基準面積から既存面積を差し引いた面積と増築面積を比較して少ない面積</td> <td>173,400円 ブロック造</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存面積、改築面積、新築基準面積を比較して少ない面積</td> <td>150,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする</p> <p>(3) 補助率及び補助額 補助対象経費と(2)基準額とを比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に8分の1を乗じた額</p> <p>2 令和6年度該当案件 JA 静岡厚生連(静岡県厚生連看護専門学校の移転)</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 中央区野口町 297 建物面積 2,172.77㎡ 総定員 120人 (40人/学年) <p>(2) 補助額 45,516千円</p> 	区分	基準面積	基準単価	新築	学生定員×20㎡	鉄筋コンクリート・木造	増築	新築基準面積から既存面積を差し引いた面積と増築面積を比較して少ない面積	173,400円 ブロック造	改築	既存面積、改築面積、新築基準面積を比較して少ない面積	150,100円
区分	基準面積	基準単価											
新築	学生定員×20㎡	鉄筋コンクリート・木造											
増築	新築基準面積から既存面積を差し引いた面積と増築面積を比較して少ない面積	173,400円 ブロック造											
改築	既存面積、改築面積、新築基準面積を比較して少ない面積	150,100円											

〈新規〉ひきこもり地域支援センターサテライト設置	健康福祉部精神保健福祉センター 電話: 457-2709
---------------------------------	---------------------------------

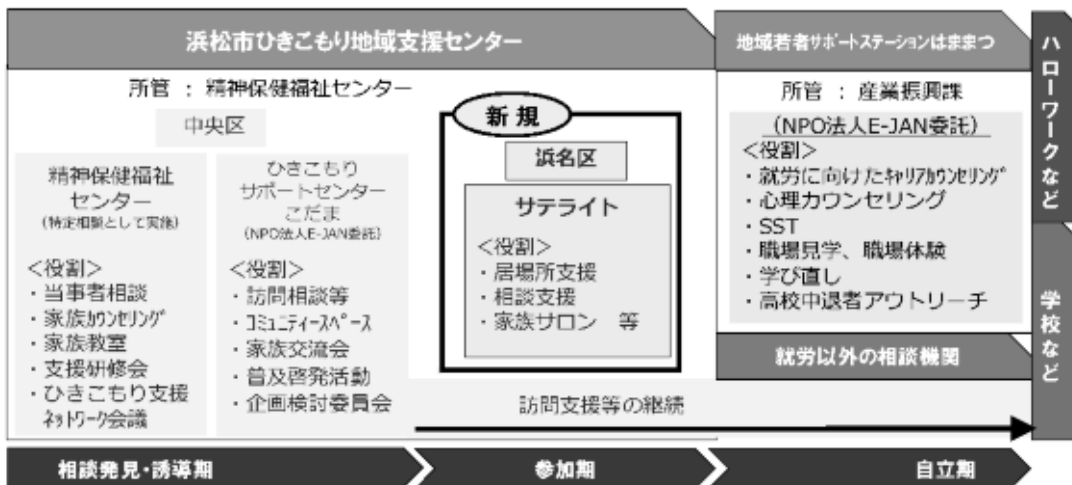
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,834	0	0	0	1,834

※ひきこもり対策推進事業の一部

目的	ひきこもり状態にある者が社会との接点を持つためのリソースを拡充する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・浜名区及び天竜区において、ひきこもり状態にある子どもを持つ世帯は 375 世帯、40 歳～64 歳でひきこもりの状態にある者は 900 人強と推計される。 ・市域の広い本市において、中央区にあるひきこもり地域支援センターは、北部在住市民からはアクセスしにくいいため、サテライトの設置が必要である。
事業内容	<p>中央区にあるひきこもり地域支援センターについて、浜名区にサテライトを設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 場所 浜名区内 2 開設日 週1回程度 相談員 2 人工で実施し、利用者見込 5～10 人 3 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり者及びその家族を対象とした相談、訪問支援 ・ひきこもり者の居場所支援 ・家族のためのグループ活動

浜松市のひきこもり支援体制（浜名区サテライト設置）



(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	安全・安心・ 快適	50,771	0	0	0	50,771

※債務負担行為 事項：浜松・雄踏斎場再整備モニタリング支援業務委託費
期間：令和10年度まで 限度額：28,160千円

目的	平成28年2月策定の「浜松市斎場再編・整備方針」に従い、浜松斎場及び雄踏斎場の再整備を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松斎場は築51年、雄踏斎場は築27年を経過し、建物設備の老朽化が顕著である。 ・令和5年9月にPFI事業の入札を行い、西松建設グループが落札した。
事業内容	<p>1 浜松・雄踏斎場再整備業務委託費（PFI事業）令和6年度0千円</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）事業期間 令和6年3月～令和24年3月（債務負担行為 文言債務） （2）内 容 浜松斎場 建替え（14基→8基） 雄踏斎場 近接地へ拡張4基増設、既存3基改修（3基→7基） （3）事業費 整備費 8,219,199千円（設計、解体、建築費、金利等） 維持管理費 4,758,343千円（維持管理運営費） （4）スケジュール 令和6年3月 事業者本契約（令和5年12月仮契約） 令和6年度 設計 令和7～8年度 設計、解体、工事 令和9年度中 供用開始 <p>2 浜松・雄踏斎場再整備モニタリング支援業務委託費 令和6年度6,534千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 令和6年度～令和10年度（債務負担行為 令和7～10年度28,160千円） ・内 容 PFI事業者の行う業務が要求水準書を満たしているかを確認するもの <p>3 浜松斎場臨時待合棟の管理経費等 16,077千円 臨時駐車場賃貸借、施設管理費、看板設置、インターネット回線敷設など</p>

浜松斎場イメージ図



雄踏斎場イメージ図



〈新規〉1か月児健康診査事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6117

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	34,902	10,101	0	0	24,801

※妊産婦乳幼児健康診査事業の一部

目的	1か月児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査は、母子保健法に基づき、1歳6か月児健診及び3歳児健診が市町村の義務として、それ以外の乳幼児健診は市町村が必要に応じて実施しており、本市では、乳幼児期において4か月児及び10か月児健診の費用を助成している。 ・国の令和5年度補正予算において、1か月児健康診査事業の実施に係る費用助成が示され、全国の自治体で実施を目指すこととされた。
事業内容	<p>1か月児の健康診査にかかる費用を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施方法 市内の委託医療機関における個別健診（必要に応じて精密健診を実施） ※里帰り等により市外で受診した場合には、償還払いにより対応する。 2 健診内容 身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、及びこどもの健康状態や育児の相談等 3 対象者 実施年度に1か月になる乳児 令和6年度想定人数 4,887人（生後6週未満）

〈健診実施医療機関〉



〈1か月児健康診査〉



〈新規〉妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6117

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,221	915	0	0	306

※妊産婦乳幼児健康診査事業の一部

目的	妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊産婦の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備する。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国の令和6年度母子保健対策関係予算案において、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」が令和5年12月に閣議決定された。 ・本市では、中山間地域に居住する妊産婦における分娩取扱施設までに要する交通費等の経済的負担が大きいことが課題である。 													
事業内容	<p>遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動にかかる交通費及び出産予定日前から施設付近で待機するための宿泊費の助成を行う。</p> <p>1 対象者 自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ※医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（ハイリスク妊婦）においては、最寄りの周産期母子医療センターまでとする。</p> <p>2 補助内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交通費</th> <th>宿泊費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率・額</td> <td>移動に要した費用の8割 ※タクシー：実費 その他：旅費規程を上限</td> <td>宿泊に要した費用から 2,000円/泊を控除した額 ※実費額（上限12,500円）</td> </tr> <tr> <td>上限回数</td> <td>1往復分</td> <td>14泊</td> </tr> <tr> <td>対象見込</td> <td>20人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	交通費	宿泊費	補助率・額	移動に要した費用の8割 ※タクシー：実費 その他：旅費規程を上限	宿泊に要した費用から 2,000円/泊を控除した額 ※実費額（上限12,500円）	上限回数	1往復分	14泊	対象見込	20人	5人
区分	交通費	宿泊費												
補助率・額	移動に要した費用の8割 ※タクシー：実費 その他：旅費規程を上限	宿泊に要した費用から 2,000円/泊を控除した額 ※実費額（上限12,500円）												
上限回数	1往復分	14泊												
対象見込	20人	5人												



〈妊婦の自宅〉

〈60分以上の移動時間〉



〈分娩施設〉



〈待機のための宿泊〉

〈拡充〉はじめてのパパママレッスン

健康福祉部健康増進課
電話:453-6117

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,825	1,912	0	0	1,913

※妊娠期健康講座事業の一部

目的	妊娠中の身体管理及び親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、妊娠中の不安解消や安全な分娩、産後の円滑な育児開始を図る。																																																				
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から対面教室の他にオンラインを新たに開始しているが、定員を超える申し込みがある。 ・講座は助産師による講義中心の形態であり、保健師は教室運営（会場の準備、受付、会場・物品の片付け等）に多くの時間を費やしている。 																																																				
事業内容	<p>教室運営等を業務委託することにより、規模の拡大や開催場所の見直しを行う。</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 対象者 妊娠20週から35週までの初妊婦とその夫（パートナー）</p> <p>(2) 方法 助産師による講義及び実技</p> <p>(3) 内容 夫婦で妊娠・出産・育児の準備をするために必要な知識を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義:「妊娠中・産後の心身の変化と夫婦の関係の変化」等 ・実技:赤ちゃんのお世話、抱っこの仕方等 <p>2 変更点</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度（変更前）</th> <th colspan="4">令和6年度（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会場</td> <td>・7会場（各保健センター） ・オンライン</td> <td colspan="4">・3会場（青少年の家、雄踏文化センター、プレ葉ウォーク浜北） ・オンライン</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>47（対面41、オンライン6）</td> <td colspan="4">42（対面36、オンライン6）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>2,038人</td> <td colspan="4">2,880人</td> </tr> <tr> <td>手法</td> <td>市直営</td> <td colspan="4">浜松市助産師会への委託</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 参加者数の推移 (単位:人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 見込</th> <th>R6 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会場</td> <td>1,017</td> <td>1,453</td> <td>1,221</td> <td>1,438</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td>オンライン</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>330</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>					区分	令和5年度（変更前）	令和6年度（変更後）				会場	・7会場（各保健センター） ・オンライン	・3会場（青少年の家、雄踏文化センター、プレ葉ウォーク浜北） ・オンライン				回数	47（対面41、オンライン6）	42（対面36、オンライン6）				定員	2,038人	2,880人				手法	市直営	浜松市助産師会への委託				区分	R2	R3	R4	R5 見込	R6 見込	会場	1,017	1,453	1,221	1,438	2,280	オンライン	0	0	330	600	600
区分	令和5年度（変更前）	令和6年度（変更後）																																																			
会場	・7会場（各保健センター） ・オンライン	・3会場（青少年の家、雄踏文化センター、プレ葉ウォーク浜北） ・オンライン																																																			
回数	47（対面41、オンライン6）	42（対面36、オンライン6）																																																			
定員	2,038人	2,880人																																																			
手法	市直営	浜松市助産師会への委託																																																			
区分	R2	R3	R4	R5 見込	R6 見込																																																
会場	1,017	1,453	1,221	1,438	2,280																																																
オンライン	0	0	330	600	600																																																




助産師による
講義及び実技の様子

〈拡充〉産後ケア事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6117

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	55,099	27,549	0	0	27,550

目的	母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。																																				
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月から事業を開始し、利用できるサービスの種類の追加、対象者要件の拡充及び一部サービスの利用回数上限の引上げ等の制度拡充を行ってきた。 本市の助成額は政令市平均を下回っており、少子化対策としても利用者負担額を軽減する必要がある。 																																				
事業内容	<p>施設への宿泊や日帰り、訪問による母親の身体のケア及び授乳指導・育児相談等について、公費負担額を拡充することにより、利用者負担額を軽減する。</p> <p>1 対象者 市内に居住する産後1年未満の母子</p> <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 母親の身体のケアや産後の生活の指導、栄養指導 適切な授乳ができるためのケア 沐浴や抱き方などの育児の手技についての具体的な指導及び相談 生活の相談、支援など <p>3 実施施設 本事業を行う医療機関、助産院</p> <p>4 費用</p> <p>(1) 生活保護受給者以外：公費負担額について、最大2,500円を上乗せ (例) 市民税課税者の場合(非課税者は減免あり) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">公費負担</th> <th rowspan="2">公費負担 拡充額</th> <th rowspan="2">R5 自己 負担額</th> <th rowspan="2">R6 自己 負担額</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊型</td> <td>17,500</td> <td>20,000</td> <td>2,500</td> <td rowspan="2">実施施設に より異なる</td> <td rowspan="2">実施施設に より異なる</td> </tr> <tr> <td>デイ(1日)</td> <td>7,800</td> <td>10,300</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>デイ(1時間)</td> <td>1,910</td> <td>2,650</td> <td>740</td> <td>1,100</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>デイ(2時間)</td> <td>3,820</td> <td>5,300</td> <td>1,480</td> <td>2,200</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>訪問型</td> <td>4,410</td> <td>6,000</td> <td>1,590</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 生活保護受給者：全額公費負担とし、自己負担額は無料</p>	区分	公費負担		公費負担 拡充額	R5 自己 負担額	R6 自己 負担額	R5	R6	宿泊型	17,500	20,000	2,500	実施施設に より異なる	実施施設に より異なる	デイ(1日)	7,800	10,300	2,500	デイ(1時間)	1,910	2,650	740	1,100	850	デイ(2時間)	3,820	5,300	1,480	2,200	1,700	訪問型	4,410	6,000	1,590	3,000	2,500
区分	公費負担		公費負担 拡充額	R5 自己 負担額				R6 自己 負担額																													
	R5	R6																																			
宿泊型	17,500	20,000	2,500	実施施設に より異なる	実施施設に より異なる																																
デイ(1日)	7,800	10,300	2,500																																		
デイ(1時間)	1,910	2,650	740	1,100	850																																
デイ(2時間)	3,820	5,300	1,480	2,200	1,700																																
訪問型	4,410	6,000	1,590	3,000	2,500																																
 <p>沐浴や授乳指導等を実施</p>																																					

〈新規〉不妊治療費（先進医療費）支援事業	健康福祉部健康増進課 電話:453-6117
-----------------------------	---------------------------

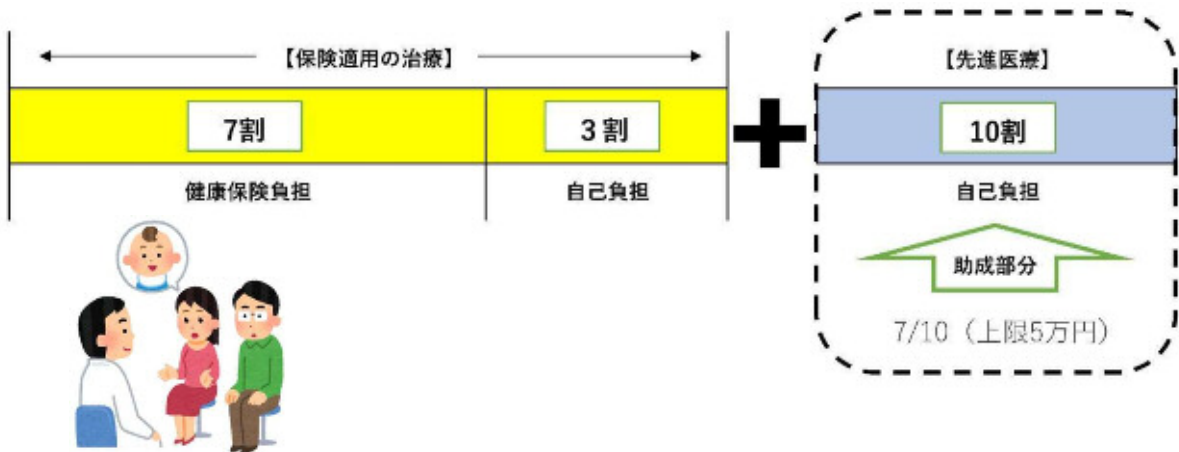
（単位：千円）

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	38,254	18,900	0	0	19,354

※（新規）不妊治療先進医療費等支援事業の一部

目的	不妊に悩む夫婦に対し、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施された「先進医療」にかかる費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。								
背景	令和4年度から特定不妊治療等が保険適用となったが、本市の不妊治療の約8割以上が自由診療である先進医療のため全額自己負担となっており、不妊治療にかかる経済的負担が大きい。								
事業内容	1 事業内容 保険診療と併せて実施した先進医療にかかる費用について助成する。								
	2 助成内容 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th>制度内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象治療</td> <td>生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療（先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施されたものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td>次に掲げる全ての要件を満たす夫婦（事実婚の夫婦を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の生殖補助医療と先進医療を併用して受け、治療終了した者 ・ 夫婦の両方又は一方が浜松市に住所を有すること ・ 浜松市税を完納している者 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給付内容</td> <td>治療費のうち10分の7を乗じて得た額（上限5万円）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制度内容	対象治療	生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療（先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施されたものに限る。）	対象者	次に掲げる全ての要件を満たす夫婦（事実婚の夫婦を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の生殖補助医療と先進医療を併用して受け、治療終了した者 ・ 夫婦の両方又は一方が浜松市に住所を有すること ・ 浜松市税を完納している者 	給付内容	治療費のうち10分の7を乗じて得た額（上限5万円）
	項目	制度内容							
	対象治療	生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療（先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施されたものに限る。）							
	対象者	次に掲げる全ての要件を満たす夫婦（事実婚の夫婦を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の生殖補助医療と先進医療を併用して受け、治療終了した者 ・ 夫婦の両方又は一方が浜松市に住所を有すること ・ 浜松市税を完納している者 							
給付内容	治療費のうち10分の7を乗じて得た額（上限5万円）								
対象治療	生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療（先進医療実施機関として厚生労働大臣へ届出又は承認されている医療機関で実施されたものに限る。）								
対象者	次に掲げる全ての要件を満たす夫婦（事実婚の夫婦を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険適用の生殖補助医療と先進医療を併用して受け、治療終了した者 ・ 夫婦の両方又は一方が浜松市に住所を有すること ・ 浜松市税を完納している者 								
給付内容	治療費のうち10分の7を乗じて得た額（上限5万円）								

〈先進医療費助成割合〉






〈新規〉帯状疱疹ワクチン接種推進事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6119

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	24,052	0	0	0	24,052

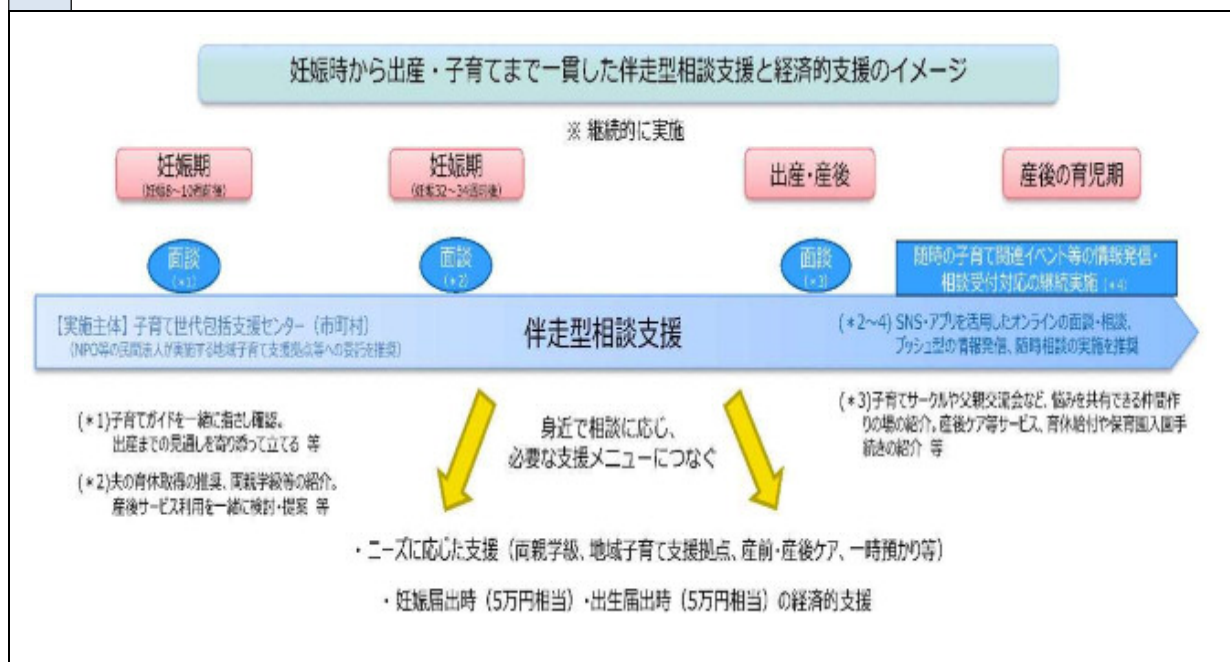
※成人予防接種事業の一部

目的	<p>帯状疱疹ワクチンに関する情報提供及び接種費用の公費助成を行い、ワクチン接種を促すことにより、50歳以上の市民の健康の保持・増進を図る。</p>	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・帯状疱疹は、50歳以上で発症頻度が高くなり、80歳までに3人に1人が経験すると推定されており、成人の9割以上が原因となるウイルスを持っている。 ・帯状疱疹ワクチンについて、全国では344の自治体において公費助成を実施している(県内は7市町)。 	
事業内容	<p>帯状疱疹ワクチンの周知・啓発とともに、公費助成を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種の周知・啓発 帯状疱疹に関する健康被害や発症リスク、及びワクチンの有効性について、医療機関や高齢者施設、高齢者が集う場所等において周知・啓発を行う。 2 接種費用の公費助成 ワクチン接種の促進を図るため、定期接種に位置付けられるまでの間、ワクチン接種に対し費用助成を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象者 接種日時点において50歳以上の市民で、令和6年4月1日以降に帯状疱疹ワクチンを接種する者 (2) 助成額 3,500円/回 (3) 助成回数 生ワクチン(ビケン)1回、不活化ワクチン(シングリックス)2回 (4) 助成方法 業務委託による現物支給(接種費用から助成額分を減額) 	
〈帯状疱疹患者〉	〈帯状疱疹ワクチンで予防〉	〈医療機関で接種〉
		

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	531,566	438,406	0	0	93,160

目的	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。
背景	「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(国の令和4年度補正予算(第2号))において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施する事業の創設が盛り込まれた。
事業内容	<p>1 伴走型相談支援 54,766千円 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ、必要な支援等に繋げる。</p> <p>(1) 面談時期 妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間</p> <p>(2) 面談内容 アンケートの回答、はまずくノートや子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる(オンラインまたは対面による実施)。</p> <p>2 出産・子育て応援交付金 476,800千円 経済的支援として、令和6年4月以降に妊娠・出産した者に対し、妊娠届出時・出生届出時の2回に分けて計10万円の現金給付を行う。</p>



〈拡充〉野良猫不妊手術費負担金の見直し

都市整備部動物愛護教育センター
電話:487-1616

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	7,668	0	0	0	7,668

※動物愛護推進事業の一部

目的	野良猫の不妊手術を推進することで、地域での野良猫の増加に伴う生活環境の悪化防止を図る。																																																																															
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫との共生を推進する事業として、平成22年度から市民・動物病院・市の3者協働により、野良猫の不妊手術を実施している。 ・野良猫に関する相談・苦情が年々増えており、野良猫の増加を抑制するためには不妊手術が有効な対策となる。 																																																																															
事業内容	<p>1 負担金額</p> <p>市民が実施した捕獲、搬送、不妊手術に対して、費用負担を軽減するため、市の負担金を増額する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>手術費</th> <th>負担者</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市公園等 以外の 野良猫</td> <td rowspan="3">雌</td> <td rowspan="3">21,000円</td> <td>市民</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>△2,000円</td> </tr> <tr> <td>動物病院</td> <td>7,000円</td> <td>7,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>8,000円</td> <td>10,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">雄</td> <td rowspan="3">12,600円</td> <td>市民</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>△2,000円</td> </tr> <tr> <td>動物病院</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2,400円</td> <td>4,400円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">措置</td> <td rowspan="3">6,300円</td> <td>市民</td> <td>2,100円</td> <td>1,400円</td> <td>△700円</td> </tr> <tr> <td>動物病院</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・手術費は市との取り決め額（実際の額は動物病院により異なる） ・市公園等の野良猫については、市管理地のため、市民負担はなし ・措置とは手術済の猫に対する耳カット手術のみを行うこと <p>2 相談・苦情等件数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>571件</td> <td>681件</td> <td>615件</td> <td>1,016件</td> <td>1,365件</td> </tr> <tr> <td>苦情件数</td> <td>460件</td> <td>680件</td> <td>727件</td> <td>740件</td> <td>611件</td> </tr> <tr> <td>不妊手術件数</td> <td>604件</td> <td>620件</td> <td>567件</td> <td>974件</td> <td>665件</td> </tr> </tbody> </table>						種別	区分	手術費	負担者	R5	R6	増減	市公園等 以外の 野良猫	雌	21,000円	市民	6,000円	4,000円	△2,000円	動物病院	7,000円	7,000円	0円	市	8,000円	10,000円	2,000円	雄	12,600円	市民	6,000円	4,000円	△2,000円	動物病院	4,200円	4,200円	0円	市	2,400円	4,400円	2,000円	措置	6,300円	市民	2,100円	1,400円	△700円	動物病院	2,100円	2,100円	0円	市	2,100円	2,800円	700円	種別	H30	R1	R2	R3	R4	相談件数	571件	681件	615件	1,016件	1,365件	苦情件数	460件	680件	727件	740件	611件	不妊手術件数	604件	620件	567件	974件	665件
種別	区分	手術費	負担者	R5	R6	増減																																																																										
市公園等 以外の 野良猫	雌	21,000円	市民	6,000円	4,000円	△2,000円																																																																										
			動物病院	7,000円	7,000円	0円																																																																										
			市	8,000円	10,000円	2,000円																																																																										
	雄	12,600円	市民	6,000円	4,000円	△2,000円																																																																										
			動物病院	4,200円	4,200円	0円																																																																										
			市	2,400円	4,400円	2,000円																																																																										
措置	6,300円	市民	2,100円	1,400円	△700円																																																																											
		動物病院	2,100円	2,100円	0円																																																																											
		市	2,100円	2,800円	700円																																																																											
種別	H30	R1	R2	R3	R4																																																																											
相談件数	571件	681件	615件	1,016件	1,365件																																																																											
苦情件数	460件	680件	727件	740件	611件																																																																											
不妊手術件数	604件	620件	567件	974件	665件																																																																											
